

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件二件 二六七
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二六七

## 告 示

### 福島県告示第三百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年六月十三日から同年十月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルト中岡ショッピングセンター 福島県いわき市中岡町六丁目一番四ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の退店 六件、小売業を行う者の代表者の変更 二件）
- 三 届出年月日  
令和五年五月三十一日
- 四 届出をした者  
株式会社マルト

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年六月十三日から同年十月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルト好間店 福島県いわき市好間町中好間字上川原六十一ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の退店 二件）
- 三 届出年月日  
令和五年五月二十九日
- 四 届出をした者  
株式会社マルト

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百八十七号

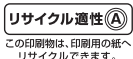
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。（第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年六月十三日から同年七月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 法第八條第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷